

群馬の畜産 みんなの情報室

第 306 号

発行日 平成22年7月

(社)群馬県畜産協会 前橋市亀里町1310 / 電話027(220)2371 / FAX027(220)2372 / 発行人 奥木功男
群馬県畜産協会ホームページ <http://www.chikusankyokai.or.jp/>

本年度の価格安定事業がスタート

今年度から養豚と肥育牛、肉用子牛等の価格安定対策が新事業年度に入りました。新事業から変わった部分もあります。これまでの肉豚価格差補てん事業から変わった部分としては、補てん金算定方式が全国統一となります。また国の負担割合が増えて生産者分が軽減されます。更に、事業は平成23年度からは、生産者自らが直接農畜産業振興機構と契約して行うこととなります。今年度はその移行期で従来の流れと直接交付方式の二方式となります。肉用牛肥育経営安定特別対策（新マルキン）については、いままでのマルキン事業と補完マルキン事業を合わせた仕組みとなります。事業への参加はこれまで認定農業者でなければ加入できませんでしたが、肉用牛を肥育する生産者であれば加入できます。

主な内容は4～6頁に示しましたが、詳細は直接担当者へお問い合わせください。

新たな酪農肉用牛近代化基本方針策定される

酪肉近基本方針は、今後10年間の国の酪肉政策方針を示すもので、5年毎見直されてます。新方針では、「これまで規模拡大による効率化を目指し、生産者や関係者の努力によって1頭当たり乳量は世界トップクラスとなり、肉用牛生産、特に和牛肉ではブランド化が図られている。」しかし、「輸入飼料依存の結果、世界的な穀物価格高騰や畜産物価格の低迷が経営に深刻な影響を与えている。」さらに、「口蹄疫の発生は経済的・精神的な影響を与えただけでなく、わが国の畜産を揺るがしかねない状況とし、生産から流通、販売にわたるあり方を根本的に考え直す時期にきていて、中長期的な視点で政策転換を図らなければならない。」「酪肉生産を維持・発展させるには、輸入飼料依存からの脱却と自給飼料の有効活用で資源循環に資する生産をおこない、多様な経営の実現を図らなければならない。」としています。

そして産業としての持続性を確保し、「小規模な家族経営をはじめ、意欲あるすべての生産者が将来にわたって展望を持って経営が行えるよう、畜酪所得補償制度導入に向けたあり方や導入時期を、現場意見を十分に聴いて検討する。」こととしています。また、「生産から加工・販売までを取り込んだ6次産業化の取組等による酪肉経営の所得増大や、需要に即した生産と販売・出口戦略を築く必要がある。」としています。特に、脂肪交雑重視から多様な和牛肉生産への転換については目を引くところです。 (<http://www.maff.go.jp/j/council/seisaku/tikusan/pdf/sheet1.pdf>)

畜産統計(平成 22 年 2 月 1 日現在)が公表される

全国の乳用牛と肉用牛飼養戸数・頭数が公表されました。県内の乳用牛戸数は736戸(対前年比95.8%)、頭数は39,800頭(99.0%)、肉用牛は755戸(95.9%)、68,100頭(96.9%)です。子取り用めす牛は8,050頭(104.1%)で唯一増加しました。1万頭の県目標に向かって増加中です。

目 次

● 本年度の価格安定事業がスタート.....	1	● 新マルキンの概要について.....	5
● 新たな酪農肉用牛近代化基本方針策定.....	1	● 肉用子牛関連の事業について.....	6
● 口蹄疫の防疫対策及び早期発見について.....	2	● 畜産試験場が紹介する新技術について.....	7
● 全国肉豚がスタート.....	4	● 牧場宿泊体験の参加者募集.....	8

群馬県農政部畜産課から畜産関係者へのお願いです。

農場訪問の際、侵入防止対策の徹底に努めて下さい！

宮城県における口蹄疫の感染経路が特定されていない中、本県での発生を防ぐため、畜産農家への訪問は極力避ける必要があります。しかし、業務等でやむを得ず訪問する際は、下記の防疫措置を行って下さい。

1. 畜産農家へ訪問する場合

- (1) やむなく畜産農家を訪問する場合には、農場主に事前の了解を得ること。
- (2) 訪問する際は、できる限り畜舎を避け、事務所等を利用すること。
- (3) 訪問はできる限り 1 日に 1 戸とすること。
- (4) 畜産農家へ出入りする際には、消毒用噴霧器と消毒用スプレーを携帯し、車両の外部・内部及び靴底、手・指・衣服の順に消毒すること。

2. 畜舎へ立ち入る場合

- (1) 畜舎への立入は極力自粛すること。
- (2) 畜舎へ立ち入る必要がある場合は、必ず事前に農場主の了解を得ること。
- (3) 畜舎へ立ち入る場合は、使い捨ての防疫服又は消毒済みの作業着、手袋、マスク、帽子を着用し、農場備え付けの長靴を着用する。なお、備え付けの長靴がない場合には、専用の長靴を着用し、踏み込み消毒槽でよく消毒するかブーツカバーを着用する。
- (4) 畜舎へ持ち込む器具器材等は噴霧消毒する。また、持ち出す場合も噴霧消毒する。
- (5) 使い捨て資材等を利用した場合、終了後ポリ袋に入れ噴霧消毒し農場で処分お願いするか、持帰る。

3. 消毒時の留意点について

(1) 消毒時の留意点について

ア 消毒場所（なお、できる限り農場内へ車両は進入させない）

- ①農場入口（農場に入る前に全ての車両や器具等の消毒）
- ②農場内の外部車両が停車する場所

イ 消毒時の注意点

- ①消毒する前に泥や糞便などを落とすこと。
- ②車両は車体はもとよりタイヤ、タイヤボックス、車内のマット等も確実に消毒すること。
- ③種類の違う消毒薬を混ぜて使わないこと。（効果が低下することがある）
- ④消毒薬は定期的に交換して使用すること。

(2) 消毒薬の種類

ア 車両や器具等の消毒、踏み込み消毒槽に使用できます。

4%炭酸ナトリウム液（別名：4%炭酸ソーダ液）

イ 手、器具器材などの噴霧消毒に有効とされる消毒薬（東京農工大 白井教授）

酢（食用酢で可）の1,000倍希釈液（0.1%希釈液）、クエン酸の500倍希釈液（0.2%希釈液）

ウ 口蹄疫ウイルスに効果があるとされている消毒薬（希釈倍率は効果が認められる最高希釈倍数）

ヨウ素系消毒薬：クリンナップA（400倍）、ファインホール（400倍）、バイオシッド30（1000倍）

塩素系消毒薬：アンテックビルコンS（2000倍）、クレンテ（2000倍）、スミクロール（1000倍）

アルデヒド系消毒薬：グルタクリーン（800倍）

複合消毒薬：アリバンド（400倍）

NaOH 添加消毒薬：クリアキルー100（NaOH 添加）（2000倍）

《畜産協会では上記消毒薬とは別に、現在、下記消毒薬を家畜防疫員指導のもとに使用しています。》

炭酸ナトリウム添加消毒薬：ロンテクト0.2%（500倍）に炭酸ナトリウム0.2~0.4%を添加

*その他：下記は都城市のHPに載っている消毒薬の使い方です。参考にして下さい。

<http://www.city.miyakonojo.miyazaki.jp/shisetsu/kakuka/tikusan/siyourei.jsp>

以下のような症状が見られたら、

直ちに家畜保健衛生所または家畜防疫員に連絡しましょう。

6月18日に発生があって以降、2週間以上経過してから 292 例目が発生（7/5）しましたが、5月連休以降の連続発生は一段落しています。このまま終息して欲しいと願うばかりです。

国では「口蹄疫防疫措置実施マニュアル」を消費・安全局長名で通知（6/24）しました。本防疫措置では早期発見及び早期通報の監視体制強化と、発生時の迅速な処分と埋却等によるまん延防止対策を基本としています。マニュアルでは、異常家畜発見後の通報から2時間以内に家畜防疫員は農場に到着して直ちに臨床検査を行い、病変部位の撮影と病勢鑑定材料採取をおこなって県畜産課と農水動物衛生課に映像を送るになっています。宮崎県では6月1日から臨床所見での判定が始まっていますが、いかに臨床所見が大事かと言うことです。



口内の水ぶくれ（初期の症状）



多量のよだれ



口内の水ぶくれ



鼻の水ぶくれ



蹄部の水ぶくれ



蹄部の水ぶくれの破れ

宮崎県の事例における感染牛・豚の写真（写真：宮崎県HPより）

養豚経営安定対策事業（全国肉豚）がスタート

養豚経営の安定を図るため、豚枝肉平均価格が生産コストに相当する保証基準価格を下回った場合に、生産者の拠出と国の助成により造成された基金から、差額の8割を補てんします。

補てん金の算定方法や生産者の拠出金単価が全国一本化。

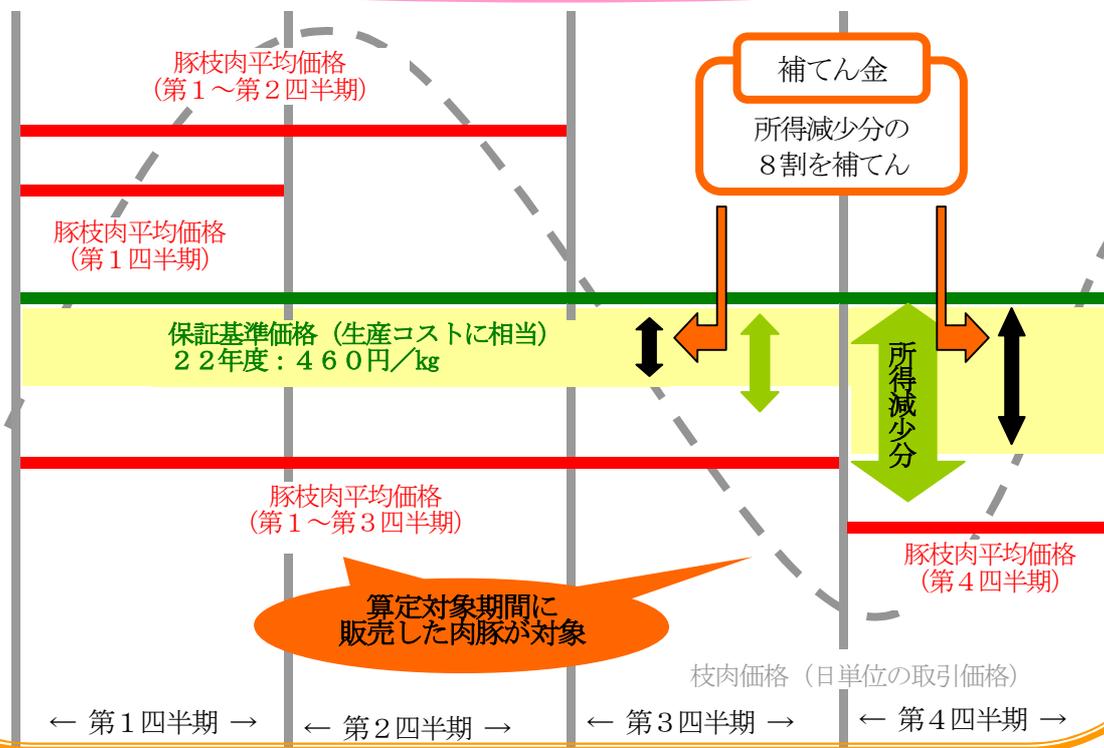


補てん金の算定（価格及び補てん金は四半期単位で算定）

- 保証基準価格：460円/kg（22年度）
- 豚枝肉平均価格（取引価格）は、全国の食肉卸売市場における豚枝肉規格「並」以上の加重平均価格を、年度当初から累計して算定。ただし、補てんの発動があった場合、その四半期の価格は除外します。

補てん金交付のイメージ（例） （第3四半期及び第4四半期で発動する場合）

豚枝肉平均価格・補てん金単価の算定は四半期単位でおこないます



生産者への補てん金の交付

1頭当たりの補てん金単価（100円未満は設定しません） × 補てん金の交付対象期間に販売された肉豚頭数
 （差額の8割×枝肉重量 [7.7kg/頭]）

問い合わせは、経営支援部まで

肉用牛肥育経営安定特別対策事業(新マルキン)

《事業のポイント》

- ☆ 肉用牛肥育経営の安定を図るため、肉用牛肥育経営の収益性が悪化した場合に、生産者の拠出と国の助成により造成された基金から、粗収益と生産費との差額の8割を補てん。
- ☆ 四半期ごとのの肥育牛1頭当たりの粗収益(全国平均)が生産費(全国平均)を下回った場合に、肥育牛生産者に補てん金を交付。
- ☆ 事業加入の要件が緩和されました。
- ☆ 積立金単価、補てん金単価が全国一律となりました。
- ☆ 補てん金の交付がない場合、積立金は戻ります。

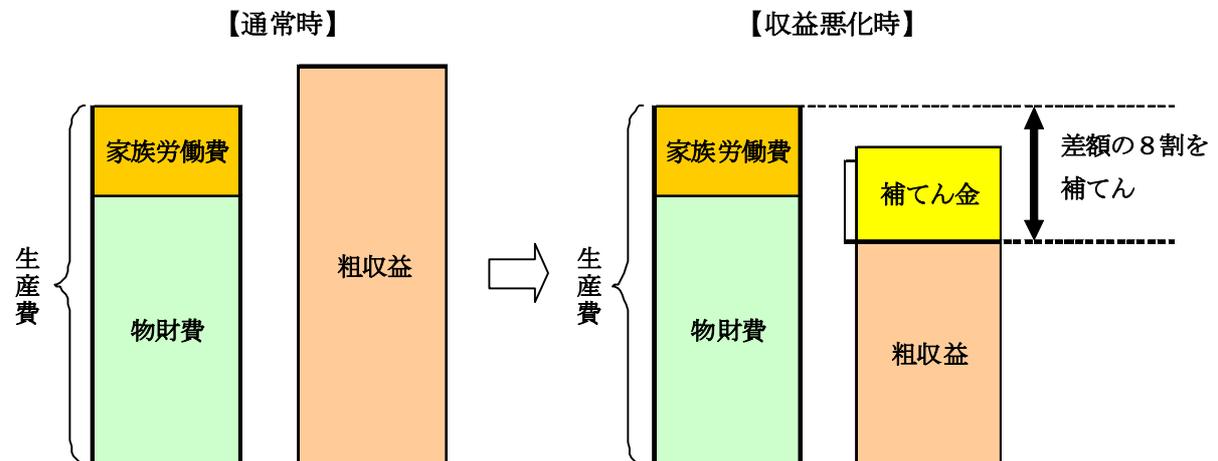
《事業の内容》

- ① 拠出割合：生産者と国が1：3の割合で拠出
- ② 補てん割合：1頭当たりの生産費と粗収益との差額分の8割
- ③ 対象品種：肉専用種、交雑種、乳用種の3区分
- ④ 対象者：肉用牛肥育経営者（大企業は除く）
- ⑤ 事業期間：平成22～24年度（3年間）

《生産者積立金の額：補てん可能な金額》

- 肉専用種：20,000円/頭（80,000円/頭）
- 交雑種：27,800円/頭（111,200円/頭）
- 乳用種：15,000円/頭（60,000円/頭）
- ※ 生産者積立金は、補てん時に4倍になって返ってくる仕組み。

《事業の仕組み》



問い合わせは、経営支援部まで

----- 肉用子牛生産者補給金制度 -----

四半期ごとに農林水産大臣が告示する平均売買価格が保証基準価格を下回った場合、その期間中に肉用子牛を販売、自家保留していれば、品種区分ごとに生産者補給金が交付される。

- (1) 積立金負担割合 生産者負担 1/4、県助成 1/4、国（機構）助成 1/2
- (2) 積立金単価、保証基準価格、合理化目標価格 （表のとおり）
- (3) 補給金の交付単価
 - ①保証基準価格（B）>平均売買価格（A）≥合理化価格（C）の場合
保証基準価格（B）－平均売買価格（A）
 - ②合理化目標価格（C）>平均売買価格（A）の場合
〔保証基準価格（B）－合理化目標価格（C）〕
＋〔合理化目標価格（C）－平均売買価格（A）〕×0.9
- (4) 交付算定 補給金は、四半期（3ヶ月）ごとに算定
- (5) 交付品種区分 黒毛和種、褐毛和種、黒毛和種及び褐毛和種以外の肉専用種、乳用種、肉専用種と乳用種の交雑 の5品種
- (6) 実施期間 平成22年度～平成26年度（5年間） （円）

品 種 区 分	保証 基準価格	合理化 目標価格	1頭あたり 積立金	負 担 内 訳		
				生産者	県	機構
黒 毛 和 種	310,000	268,000	9,900	2,475	2,475	4,950
乳 用 種	116,000	83,000	12,700	3,175	3,175	6,350
肉専用種と乳用種の交雑種	181,000	138,000	5,000	1,250	1,250	2,500

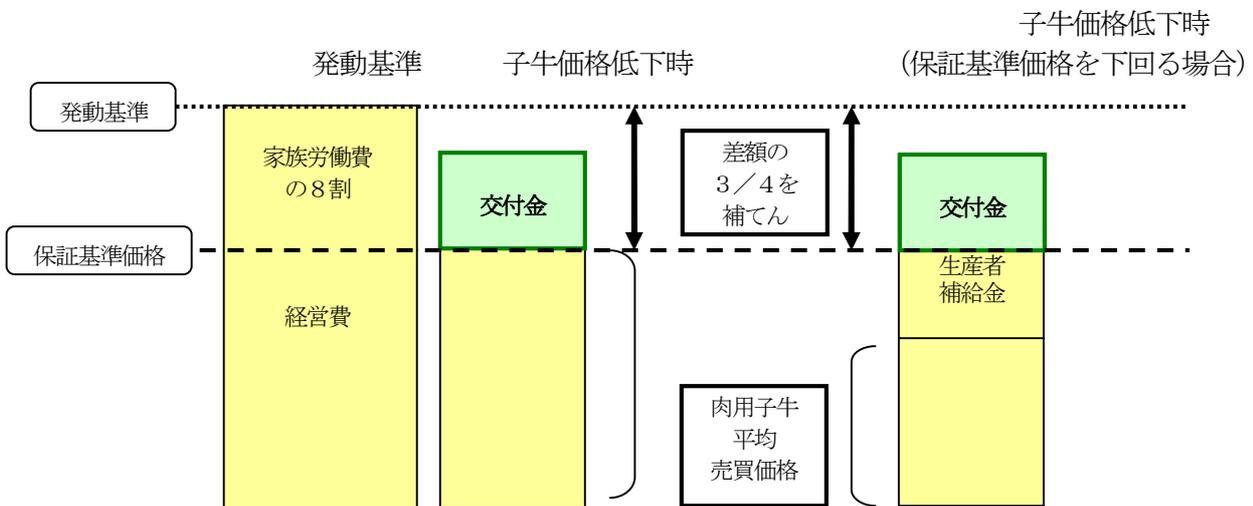
----- 肉用牛繁殖経営支援事業（新規） -----

肉用子牛の四半期毎の平均売買価格が発動基準（家族労働費の8割を補償するものとして設定）を下回った場合、当該四半期に販売又は自家保留された肉用子牛を対象として、発動基準を下回った額の3/4を交付する。

- ①対象品種 : 黒毛和種、褐毛和種、その他の肉専用種
- ②発動基準 :

品 種	黒毛和種	褐毛和種	その他の肉専用種
発動基準	38万円	35万円	25万円

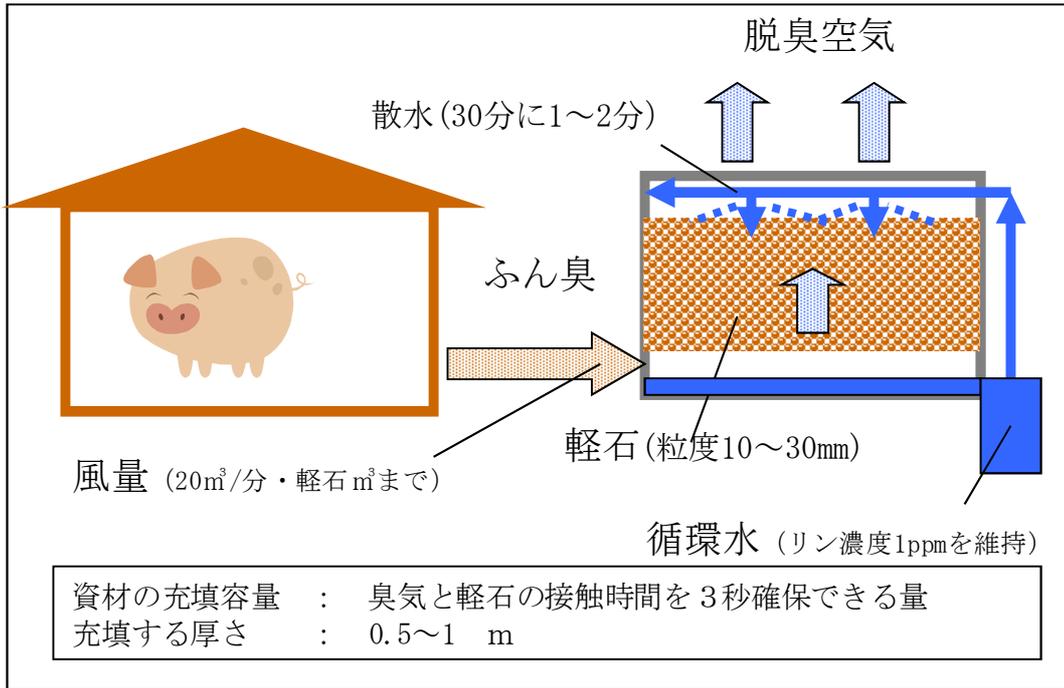
- ③交付金単価 : 発動基準と平均売買価格（ただし、平均売買価格が保証基準価格を下回る場合は保証基準）の差額の3/4
- ④対象子牛 : 肉用子牛生産者補給金制度の契約肉用子牛
- ⑤事業実施期間 : 平成22～24年度（3年間）



問い合わせは、**経営支援部**まで

新技術 『軽石を充填した畜舎向け脱臭装置』

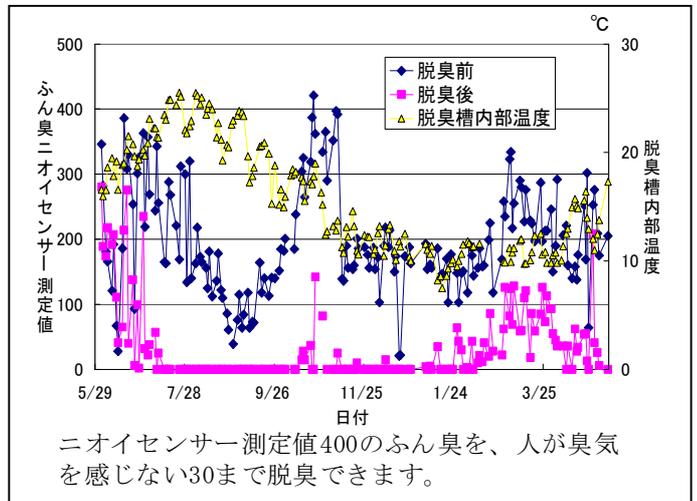
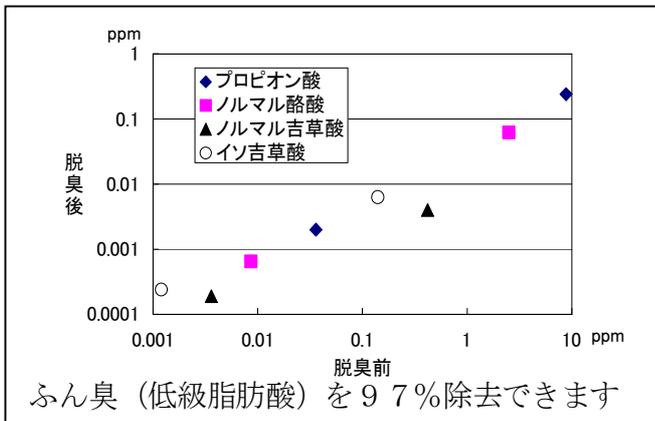
群馬県畜産試験場



豚舎用軽石脱臭装置

豚400頭(体重25~115kg)
 豚舎(豚舎容積2200 m³)に設置する場合
 軽石充填量: 12m³
 大きさ : 幅 3m、長さ 4m、充填厚 1 m

- 日常のメンテナンス
- 1 循環水の散水状態の確認
 - 2 循環水の量の確認、補給





牧場宿泊体験交流事業

夏休みに親子で乳しぼりやバター作り!

牧場宿泊体験は魅力・発見がいっぱい 牧場宿泊体験交流事業を実施します。

日時 平成22年8月 7日(土)～ 8日(日)

8月21日(土)～22日(日)の2回

会場 (財)神津牧場 甘楽郡下仁田町大字南野牧250

体験内容 乳搾り、ほ乳、給餌・牛舎清掃・放牧の手伝い・牛のブラッシング
バターやアイスクリーム作り、牛肉くんせい作り、場内ハイキング等



各種共進会中止及び延期のお知らせ!

宮崎県で発生した口蹄疫のまん延防止の観点から、下記の各種共進会の開催を中止及び延期することとなりました。事情をご理解のうえご承知いただきますようよろしくお願いいたします。

当初予定した日時	共進会名	備考
9月28日(火)	第15回群馬県畜産共進会(種豚の部)	中止
10月8日(金)～11日(月)	第13回全日本ホルスタイン共進会	平成23年10月7日(金)～10日(月)に延期
10月30日(土)	第15回群馬県畜産共進会(繁殖和牛の部)	中止
10月31日(土)	第15回群馬県畜産共進会(乳牛の部)	中止

家畜防疫互助事業への加入について

家畜防疫互助事業は、口蹄疫等の海外悪性伝染病が万一発生した場合、畜産経営への影響を緩和するため、生産者自らが積立てを行い、発生時の損害を互助補償する仕組みに国(独)農畜産業振興機構が支援を行う事業です。事業年度は平成21年度から23年度までの3年間です。4月以降の口蹄疫が発生してからの新規加入と増頭加入が多くありました。事業期間中の加入申請は常時受付できます。先月(6月末)までの群馬県の契約頭数と積立金額は以下のとおりです。

(単位:戸、頭、円)

	牛			豚(家族型)			豚(企業型)		
	戸数	契約頭数	積立金額	戸数	契約頭数	積立金額	戸数	契約頭数	積立金額
21年度加入	738	88,460	2,479,280	213	277,668	8,617,060	24	235,994	9,632,370
22年度新規	196	17,224	548,680	17	19,134	599,160	3	10,954	416,920
22年度増頭	68	3,943	103,100	20	9,766	287,310	8	45,211	1,711,680
22年度計	—	21,167	651,780	—	28,900	886,470	—	56,165	2,128,600
合計	934	109,627	3,131,060	230	306,568	9,503,530	27	292,159	11,760,970

地方競馬の収益金は畜産の振興に役立っています。

編集後記

宮崎県で発生した口蹄疫の防疫作業員として、群馬県畜産協会の2名を含めた計10名が全国の畜産協会から派遣されました。私は数日という短期間でしたが、長い方では数週間という長期間従事されている方もいました。苛酷な作業に心身ともに疲弊していく中、事態の収束だけを願っていました。

現在では、県内外問わない支援の甲斐もあり、新たな事例の確認もないと聞いておりますので、少しでも早く移動制限の解除が行われ、清浄化へ向かうことを心より望んでおります。(編集委員 中村)